



第1回企業取引研究会資料

令和7年7月30日
公正取引委員会
中小企業庁

＜企業取引研究会の開催趣旨＞

- 下請法の改正により価格協議に応じない一方的な代金決定や手形払等を禁止するほか、適用基準への従業員基準の追加、発荷主が運送事業者に対して運送を委託する取引を適用対象に追加することなどが盛り込まれた。これらを適切に運用することにより、委託事業者・中小受託事業者間の取引適正化に大きく寄与するものと考えている。
- 一方で、適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、サプライチェーン全体における取引の実態や多様な商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠である。
- そのため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、知的財産・ノウハウの取引適正化など「企業取引研究会報告書」において示された課題に対応し、取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討することを目的として「企業取引研究会」を再度開催する。

- 研究会報告書とりまとめ後の対応についての御報告
 - ・改正法の成立について
 - ・取適法施行に向けた準備状況について

- 研究会報告書で御提言いただいた課題への更なる対応
 - ・サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備
 - ・サプライチェーン全体での支払条件の適正化
 - ・物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応

- 知的財産取引適正化ワーキンググループの設置について

研究会報告書とりまとめ後の対応 についての御報告

改正法の成立について（下請法）

第217回通常国会において審議の上、令和7年5月16日に成立、同月23日に公布。
令和8年1月1日から施行。

改正後の法律の正式名称

「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

略称及び通称

略称：「中小受託取引適正化法」

通称：「取適法」

研究会報告書を受けた主な改正内容

◆ 題名・用語の改正等

◆ 書面交付規定の見直し

◆ 一方的な代金決定の禁止

◆ 手形等の禁止

◆ 特定運送委託の追加

◆ 従業員基準の追加

取適法施行に向けた準備状況について

改正対象法令（主要なもの）

政 令

☆：意見公募手続に付すもの

- 下請代金支払遅延等防止法施行令【施行令】

規則（省令）

7/16 意見公募開始

- ☆ 下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則【明示規則】
- ☆ 下請代金支払遅延等防止法第四条の二の規定による遅延利息の率を定める規則【遅延利息規則】
- ☆ 下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則【作成・保存規則】

訓令・通達等

7/16 意見公募開始

- ☆ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準【運用基準】

主な改正内容

◆ 題名・用語の改正等	政 令	規 則	運用基準
◆ 書面交付規定の見直し	政 令	規 則	運用基準
◆ 一方的な代金決定の禁止			運用基準
◆ 手形等の禁止			運用基準
◆ 特定運送委託の追加			運用基準
◆ 従業員基準の追加			運用基準

※その他、企業取引研究会で示された課題（振込手数料の負担の課題等）にも対応

改正法の成立・施行に向けた準備状況について（下請振興法）

第217回通常国会において審議の上、令和7年5月16日に成立、同月23日に公布。
令和8年1月1日から施行。

改正後の法律の正式名称・略称

「受託中小企業振興法」、略称「振興法」

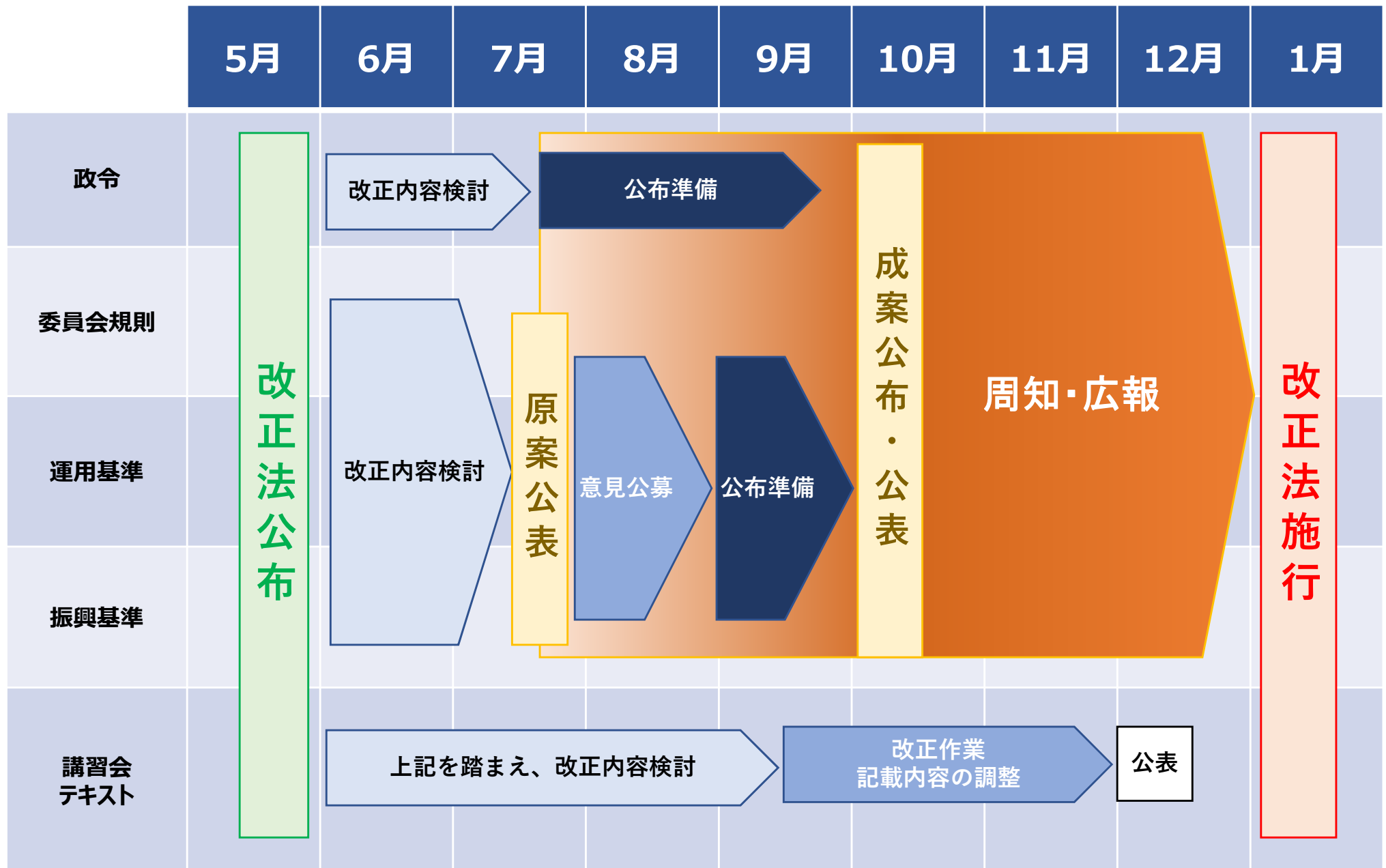
主な改正内容

- ◆ 題名・用語の改正等
- ◆ 多段階の事業者が連携した取組への支援
- ◆ 国・地方公共団体の責務規定新設
- ◆ 主務大臣の権限強化「勧奨」
- ◆ 特定運送委託の追加
- ◆ 従業員基準の追加

政省令等

- 下請中小企業振興法施行令【施行令】
- 下請中小企業振興法施行規則【施行規則】
- 振興基準【振興法第3条に基づく委託事業者と中小受託事業者がよるべき一般的な基準】 7月末意見公募開始

下位法令等の整備スケジュール（予定）



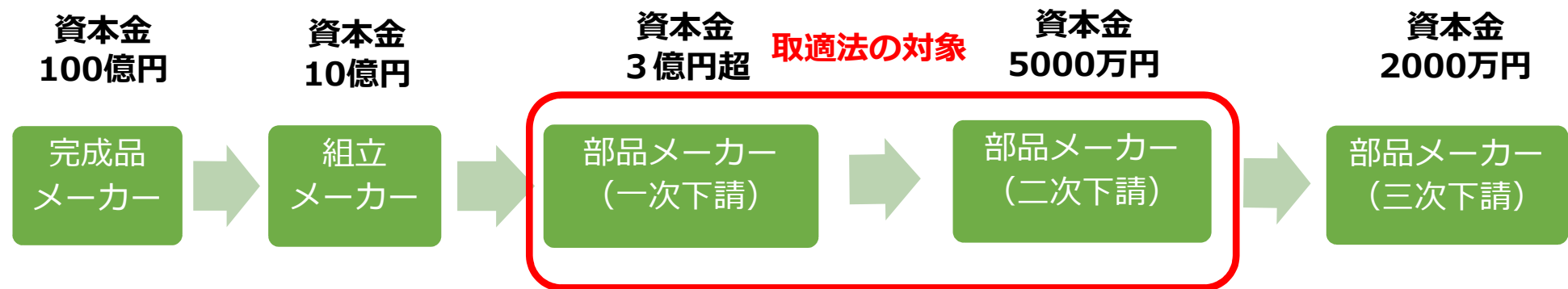
研究会報告書で御提言いただいた
課題への更なる対応

サプライチェーン全体での適切な
価格転嫁の環境整備について

論点① サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備

- 取適法により、その対象取引においては一定の手当がなされたが、取適法適用対象外の取引を含むサプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備のため、優越的地位の濫用に係る考え方を整理する必要がある。

(例) 製造業におけるサプライチェーン



これまでのヒアリング等を踏まえた課題

- ・ サプライチェーン頂点から支払われる転嫁のための原資がどこかで滞っている、又は、サプライチェーン頂点からの支払原資が十分でない。
- ・ 取適法対象外取引において転嫁等の取引適正化に係る意識が低い。

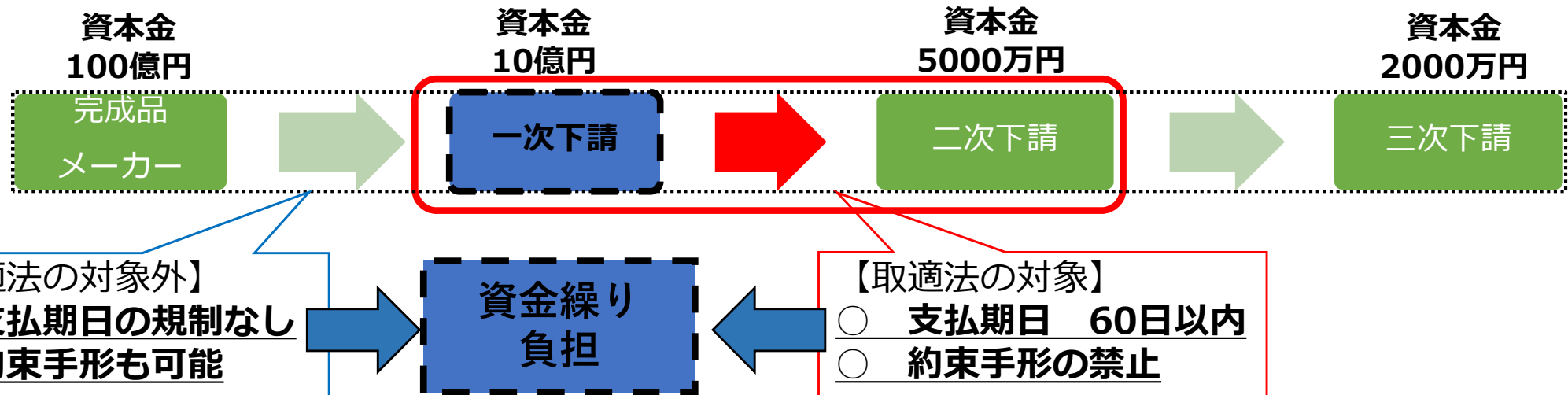
(参考：取適法概要) 今般の改正で、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止する規定を追加。

サプライチェーン全体での支払条件の 適正化について

論点② サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）

- 取適法により、その対象取引においては一定の手当がなされたが、サプライチェーン全体で支払条件の適正化を図るため、不当に長く支払サイトを設定するような行為について、優越的地位の濫用に係る考え方を整理し、実効的な取組を検討する必要がある。

（例）製造業におけるサプライチェーン



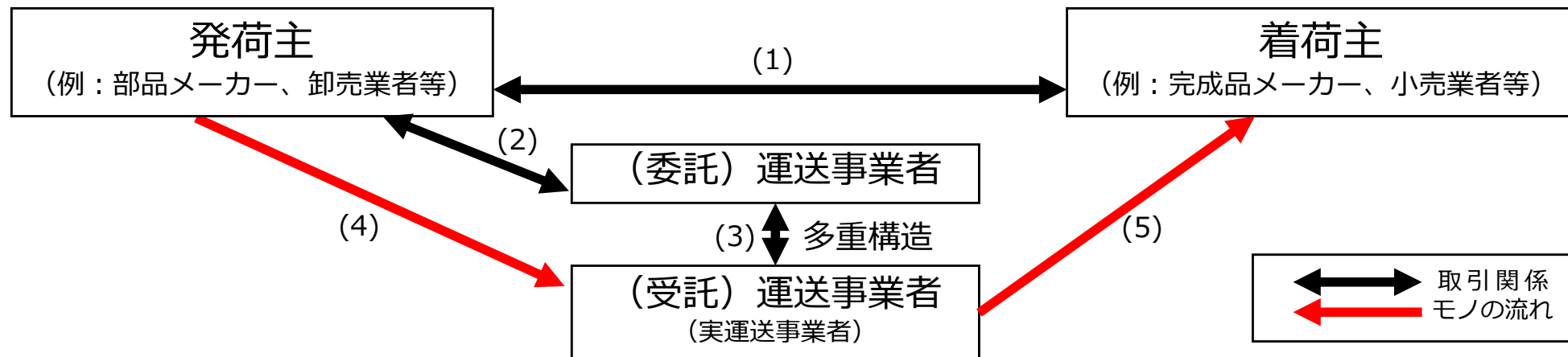
（参考：取適法概要）従前から、物品や役務の受領後60日以内に代金の支払期日を定める義務が委託事業者（委託事業者）に課せられるほか、今般の改正で、以下の事項が取適法に盛り込まれ、発注者（委託事業者）が受注者（中小受託事業者）に資金繰りに係る負担を求める行為について一定の規制が課される。

- ・ 本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ・ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

物流に関する商慣習の問題に対する 更なる対応について

論点③ 物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応

- 着荷主の行為によるものを含め、運送に係る問題に全般的に対応するためには、物流特殊指定など、独占禁止法の優越的地位の濫用規制による対応を検討する必要があるのではないか。



以下の問題が指摘されている。

- 発荷主や着荷主による実運送事業者への長時間の荷待ち、契約にない附帯作業の強要（荷役等）
- 物流事業者間における多重下請構造。実運送事業者に渡る運賃の低価格化。

これらの問題に対し、取適法により、発荷主・運送事業者間、運送事業者間（委託・受託間）【上図（２）、（３）】については手当。

一方で、直接的な取引関係にない着荷主・実運送事業者間【上図（５）】の問題については、依然として存在するものの、独占禁止法等による手当てはなされていない

知的財産取引適正化ワーキンググループ の設置について

知的財産取引適正化ワーキンググループの設置

概要

- 令和6年度研究会において、知的財産・ノウハウに関する行動規範を示す必要性について御提言いただいた。
- 骨太の方針2025において、「中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。」とされた。（令和7年6月閣議決定）
- 取引環境の整備の観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討している企業取引研究会において、知的財産・ノウハウの取引適正化に関する専門的な議論を行うため、同研究会の下で、知的財産取引適正化ワーキンググループ（以下「知財WG」という。）を開催する。

構成員

<委員（五十音順）>

- ・ 泉 克幸 関西大学総合情報学部 教授
- ・ 鮫島 正洋 弁護士法人内田・鮫島法律事務所
代表パートナー弁護士・弁理士
- ・ 名倉 啓太 弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士
- ・ 林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士【座長】
- ・ 松田世理奈 阿部・井窪・片山法律事務所
パートナー弁護士
- ・ 松橋 卓司 株式会社メトロール代表取締役

<オブザーバー>

- ・ 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）
- ・ 日弁連知的財産センター
- ・ 日本経済団体連合会
- ・ 日本商工会議所
- ・ 日本弁理士会
- ・ 内閣府知的財産戦略推進事務局

（参考）令和6年度研究会報告書

第2 デフレ型の商慣習からの脱却に向けて

2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し

(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点

ウ 解決の方向性

知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がなければ、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなると考えられるため、具体的な知的財産・ノウハウの取引適正化に関する行動規範を示す必要がある。

前回の知財取引の実態調査から時間も経過しており、また、調査内容も製造業に限られている。今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげることが必要である。

また、この問題は「ルールを作って終わり」にしてはならない。ガイドラインで示した内容が遵守されるような実効性のある取組も併せて講じていくべきである。